

平成 21 年 1 月 30 日
警 察 庁

通信傍受法第 29 条に基づく平成 20 年における通信傍受に関する国会
への年次報告について

政府は、通信傍受法第 29 条の規定に基づき、平成 20 年中における同法の
運用状況等について、国会へ報告する。

平成 20 年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が
行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表 1 のとおりである。

また、平成 18 年中及び平成 19 年中に傍受が行われた事件に関して新たに
逮捕した人員数については、別表 2 のとおりである。

(参考)

通信傍受法第 29 条

政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る
罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実
施をしている間における通話の回数、このうち第 22 条第 2 項第 1 号又は第
3 号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮
捕した人員数を国会へ報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪
名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくな
った後においてこれらの措置を執るものとする。

五	四	三	番号		傍	受	令	状
			請求	発付				
一件	二件	一件	一件	一件		罪名（罰条）		
一件	二件	一件				銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項、第三条第一項、刑法第六十条） 組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【けん銃の発射、けん銃の加重所持、組織的な殺人】		
【業として行う覚せい剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）	【業として行う覚せい剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第二号、同第四号、第八条第二項、大麻取締法第二十四条の二第二項、同第一項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）		携帯電話	携帯電話	携帯電話	通信手段の種類		
携帯電話	携帯電話	携帯電話						
三十日間	五日間	四日間	十日間					実
四百八十回	一百回	四十回	八百五十回					施
七回	十九回	十七回	八回					期
なし	なし	なし	なし					間
なし	五人	なし						逮捕人員数

八	七	六	番号	
			請求	傍
一件	二件	一件	一件	発付
一件	二件	一件	罪 名 (罰 条)	
【業として行う覚せい剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）	【業として行う覚せい剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）	【業として行う覚せい剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）	受 令 状	
携帯電話	携帯電話	携帯電話	通信手段 の種類	
間 十九日	間 十四日	間 三十日	実	
回 七四 十 百	回 十百 五 七	八 八 九 回 十 百	回 通 話 数	施 期 間
回 十百 八 五	回 七 十	八 七 回 十	第 一 号 第 二 号	
一 回	なし	なし	第 三 号	間
七 人	五 人	なし	数 人 員	逮 捕

九					番号	
五件					請求	傍
五件					発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					罪名（罰条）	受令状
携帯電話					の通信手段 種類	
七日間	間十二日	間十三日	一日間	間二十日	実	
回十百 四五	回五十	四六 回十	なし	七八五 回十百	回数	施
二八 回十	回十六	九三 回十	なし	回十七	第一号	期
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	間
十三人					数人員	逮捕

十一	十	番号		傍	受	令	状	通信手段 の種類	実		施	期	間	逮捕 人員 数
		請求	発付						罪名（罰条）	間				
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人
二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	二件	携帯電話	間 十六日	間 十一日	回 二百五十	回 三十	なし	一人

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注二) 番号一及び三の「銃砲刀剣類所持等取締法」については、平成十九年法律第二百十号による改正前のものである。

別表二

(平成十八年)

番号	受令状	
	請求	発付
三	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
二人		新たに逮捕した人員数

(平成十九年)

番号	受令状	
	請求	発付
五	一件 <small>(報告済み)</small>	一件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
六	二件 <small>(報告済み)</small>	二件 <small>(報告済み)</small>
麻薬特例法違反(同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十条の二第二項、同第一項、刑法第六十条) 【業として行う覚せい剤等の譲渡】		
一人		新たに逮捕した人員数

(注一) 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

(注二) 「新たに逮捕した人員数」とは、平成十八年中及び平成十九年中に傍受を実施した事件に関連して、平成二十年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注三) 平成十四年から平成十七年までに傍受を実施した事件に関連した平成二十年中新たな逮捕者はなかった。